

北九州市告示第471-2号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第8条第1項の規定により、令和6年北九州市告示第14-2号において別に告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、下記のとおり指定する。

令和6年12月19日

北九州市長 武内和久

1 指定する地域

都道府県名	地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

2 指定する期日

対象となる期限	指定する期日
令和5年度分及び令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	令和7年2月10日
令和5年度分の固定資産税及び都市計画税の第4期並びに令和6年度分の固定資産税及び都市計画税の第1期、第2期並びに第3期に係る納期限	令和7年2月28日
令和6年度分の軽自動車税の納期限	令和7年1月31日
上記以外の申告等に関する期限	令和7年1月31日